

いじめ防止対策推進法案について慎重な審議を求める

1 6月18日、衆議院に、いじめ防止対策推進法案（以下「いじめ防止対策法案」という）が提出された。いじめ防止の法案については、自民党、公明党による与党の法案は衆議院に、民主、生活、社民の野党の法案は参議院に提出されていたが、与野党が協議をした結果、一本化され、今回、衆議院に提出された次第である。

2 今回提出されたいじめ防止対策法案は、従前の与党案とほとんど変わらず、処罰と懲戒、あるいは規範意識と道徳の徹底をもって、いじめをなくすという視点でつくられている。

たとえば、批判の多かった保護者の指導義務は「行うよう努める」という文言に変わり（法案9条1項）、家庭の教育の自主性が尊重されるべきという趣旨の条項も加わったが（法案9条4項）、保護者が「第一義的責任を有する」とされていることや、保護者の責任が法律上の責任と明記されていることに変わりはない。また、保護者の国・地方公共団体・学校への協力義務については、変更はなく（法案9条3項）、かつ、前述の家庭の教育の自主性尊重の適用から除外されているなど、家庭の教育の自主性尊重を規定した教育基本法10条2項に違反するおそれは依然として高い。

全体的に見て、法案には、子どもの権利、特に教育を受ける権利の視点が全く欠落している。いじめを上から押さえつける対応だけでは、現状よりもいじめが潜在化してしまう危険性もある。

3 そもそも、いじめを解決するために一番大切なことは、1人1人の子どもたちが、学校や学級、更に家庭において自分が尊重されているという自己肯定感を持つことである。そのことによって子どもたちは他者の人権の尊重の必要性を自覚することになるのである。その為には1人1人の子どもの願いや要求が十分に汲み取られるような環境が必要であり、少人数学級の実施や現場の教員が時間的及び精神的なゆとりを持つこと、現場の教員の自主性が尊重されることなどの条件整備が不可欠である。ところが、この法案はこのように全く触れていない。

4 また、この法案では、道徳教育の尊重が繰り返し盛り込まれているが、これは、道徳教育の強化のためにいじめ問題を利用しようとするものに他ならない。

5 さらに、この法案では、重大事態への対処として、まずは学校による調査を行い、その報告を受けた地方公共団体の長が必要と認めた場合に学校による調査の結果を調査できるとされている。しかし、そもそも学校の対応に問題がある場合には最初から第三者による調査が望ましい場合も考えられるし、このような二度にわたっての調査が子どもや保護者にとって多大なストレスになる危険性もある。そもそも、具体的に発生しているいじめに対してどのような調査がふさわしいのかという問題は、慎重な検討が必要な問題であり、1、2日の審議ですぐに決めてよいものではない。

6 私たち自由法曹団の弁護士は、長年にわたって子どもの権利を守り育てる活動に従事してきた。私たちは、いじめ問題の解決を心から望んでいるが、それは拙速に法律を制定することによってもたらされるものではない。それゆえに、今回提出されたいじめ防止対策法案に基づいて慎重な審議がなされ、いじめ問題の解決にはどのようなことが必要なのか広範な議論が行われることを求めるものである。

2013年6月19日

自由法曹団
団長 篠原 義仁